

規 約

【第一条 名称・所属】

本クラブは「函南ドッジボール教室&クラブ スポーツ少年団」と称し、日本ドッジボール協会および静岡県ドッジボール協会、日本スポーツ少年団、函南町スポーツ少年団に加盟する団体である。

【第二条 目的】

ドッジボールを通じ、子供の自主性を尊重し、日々成長していくことを目的とする。
「勇気をもって、楽しく、かっこよく」を信条とする。

【第三条 参加条件】

原則として、函南町および近隣市町の3歳より18歳までの男女を対象とする。

【第四条 会員】

本クラブは、目的に賛同し、入部届を提出した児童と保護者および個人にて構成する。

【第五条 入部】

本クラブに入会するためには、以下の手続きを取る。

- ① 入部届を提出する。
- ② 入部金を支払う。

【第六条 退部】

- ① 本クラブを退会するためには、退部届を代表者に提出しなければならない。
- ② 代表者は、本クラブの会員として不適当と認められたときは、会員資格を取り消すことができる。

【第七条 組織】

本クラブは、運営部、指導部、審判部、選手、保護者会で組織する。

- ① 運営部は、代表者、および保護者会で組織し、クラブ運営を担当する。
- ② 指導部は、監督（1名）、コーチ（若干名）で組織し、選手の指導を担当する。監督、コーチは代表が任命し任期は1年とする。但し留任は妨げない。
- ③ 審判部は、日本ドッジボール協会公認審判資格保持者にて組織し、大会等の審判を担当する。
- ④ 運営部は、練習日、練習時間、試合・大会参加を決定し、保護者会に伝える。
- ⑤ 保護者会は、本クラブの運営を監査する。また部員勧誘を積極的に行う。またクラブの運営を必要に応じて協力する。
- ⑥ クラブ会計は、代表者がその任に当たり、保護者会会長の監査を受ける。

【第八条 会費】

- ① 選手、および運営部は年度当初にスポーツ安全保健へ加入する。保険金は年度選手一人500円、

別紙3 規約

運営部一人1000円とし、不足分はクラブ会計より補填する。年度途中入部の場合も同額とする。尚、保険金は年度途中で退部しても返金を行わない。

- ② 入部時、入部金を徴収する。入部金額は、年度当初に運営部にて決定する。
- ③ 月会費は、小学生1人1000円とする。但し第二子以降および2年生以下は一人500円とする。幼児、および中学生以上については別途定めるものとする。
- ④ 会費は、協会登録費用、体育館使用料、チーム運営費用、指導者に関する諸経費（登録料、講習費用等）、審判員に関する諸経費（登録料、講習費用、帯同審判移動費等）に充当する。
- ⑤ 遠征（練習試合、大会を含む）に係る交通費、参加費、弁当代、宿泊費等は実費を参加者から徴収する。
- ⑥ 運営部は、年度末に保護者会に対し会計報告を実施する。

【第九条 万一の事故等】

- ① 練習中・試合中の万一の事故等については、加入しているスポーツ安全保険で対応するが、責任をいかなる個人・団体がこれを負うことはない。
- ② 遠征時の万一の事故等についても同様とする。原則として、送迎については保護者の自己責任のもとに行う。

【第十条 その他】

- ① 選手、運営部、保護者内において、個人的な勧誘・営業は禁止とする。
- ② クラブ員募集を目的に、広報紙およびSNS等に選手、運営部の写真等を使用することがある。
- ③ 本規約は、保護者会の過半数の承認をもって改定することができる。

【附則】 この規約は2018年4月1日から施行する。

【交通費・大会費等細則】

① 各会場への車移動の交通費（一台当たり）は下記とする。

| 場所 | 1台あたりの交通費 | 移動内容 |
|----------|-----------|--|
| このはなアリーナ | ¥3,000.- | 高速 沼津⇄清水 ETC片道 940円 移動距離 片道 68Km |
| 県武道館 | ¥5,000.- | 高速 沼津⇄大井川スマート ETC片道 1,570円 移動距離 片道 97Km |
| ローズアリーナ | ¥4,800.- | 高速 長泉沼津⇄藤枝岡部 ETC片道 1,450円 移動距離 片道 100Km |
| エコパ | ¥6,500.- | 高速 沼津⇄掛川 ETC片道 2,040円 移動距離 片道 125Km |
| 御殿場体育館 | ¥600.- | 移動距離 片道 30Km |
| 三島体育館 | ¥0.- | 三島体育館は基本的に個人移動とする。 |
| その他の体育館 | 別途 | 別途計算とする。 |

② クラブ配車については、同乗者（選手、見学児童および保護者）で、上記費用に台数を掛けた金額を案分してクラブより請求する。尚、個別現地集合者についてはこの限りではない。

③ クラブ配車に協力していただいた家庭には、協力金の代わりとし、上記②の案分に運転手1名分は含めないものとする。

④ 帯同審判については、人数に関係なく1大会上記1台分を審判協力金として会費より補填する。また、帯同審判の駐車場代は会費より1大会1台分を補填する。

⑤ 大会参加費は、参加選手で案分し、クラブより請求する。

⑥ 大会参加時帯同審判不足金（1カテゴリ 3,000円）が発生する場合は、大会参加者で案分し、会より請求する。

⑦ 大会参加時、クラブ荷物輸送に協力いただいた家庭（1大会につき1家庭のみ）については、駐車場代1台分を会費より補填する。